



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ラサ工業株式会社  
代 表 者 取締役社長 庄司 宇秀  
(コード：4022 東証第 1 部)  
本店所在地 東京都中央区京橋一丁目 1 番 1 号  
問 合 せ 先 取締役総務部長 仲 裕路  
(TEL.03-3278-3801)

### 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 149 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

###### ② 株式併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

###### ③ 株式併合により減少する株式数

|                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 79,442,038 株 |
| 株式併合により減少する株式数                    | 71,497,835 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数                     | 7,944,203 株  |

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

###### ④ 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

|           | 株主数 (割合)          | 所有株式数 (割合)            |
|-----------|-------------------|-----------------------|
| 総株主       | 12,752名 (100.00%) | 79,442,038株 (100.00%) |
| 10株未満所有株主 | 874名 (6.85%)      | 3,526株 (0.00%)        |
| 10株以上所有株主 | 11,878名 (93.15%)  | 79,438,512株 (100.00%) |

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様874名(所有株式数の合計3,526株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 変更前の発行可能株式総数              | 2億株  |
| 変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付) | 2千万株 |

(6) 株式併合の条件

平成29年6月29日開催予定の第149期定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第149期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

#### (2) 定款の一部変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。                                               |
| (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。    | (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。                                                     |
| (新設)                                            | <u>附則</u><br><u>第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日に効力が発生するものとする。</u><br><u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u> |

#### (3) 定款の一部変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第149期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 株式併合及び単元株式数変更の日程

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 取締役会決議日          | 平成29年5月22日     |
| 定時株主総会決議日        | 平成29年6月29日(予定) |
| 株式併合の効力発生日       | 平成29年10月1日(予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日   | 平成29年10月1日(予定) |
| 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日(予定) |

(注)上記のとおり、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

## 【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に10分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後 |      |      |
|----|--------|------|-------|------|------|
|    | 所有株式数  | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 3,451株 | 3個   | 345株  | 3個   | 0.1株 |
| 例② | 2,000株 | 2個   | 200株  | 2個   | なし   |
| 例③ | 1,200株 | 1個   | 120株  | 1個   | なし   |
| 例④ | 555株   | なし   | 55株   | なし   | 0.5株 |
| 例⑤ | 59株    | なし   | 5株    | なし   | 0.9株 |
| 例⑥ | 7株     | なし   | なし    | なし   | 0.7株 |

例②③に該当する株主様は、特段のお手続はございません。

例①④⑤⑥に該当する株主様は、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合後においては株主様所有の株式数は、株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 6. 株式併合後でも単元未満株式の買増や買取をしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続につきましては、お取引されている証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか。

A 7. 特に必要なお手続はございません。

※【お問い合わせ先】

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 〒168-0063 | 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号     |
| 電話番号      | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部      |
| 受付時間      | 0120-782-031（フリーダイヤル）   |
|           | 平日 9 時から 17 時（土日・祝日を除く） |